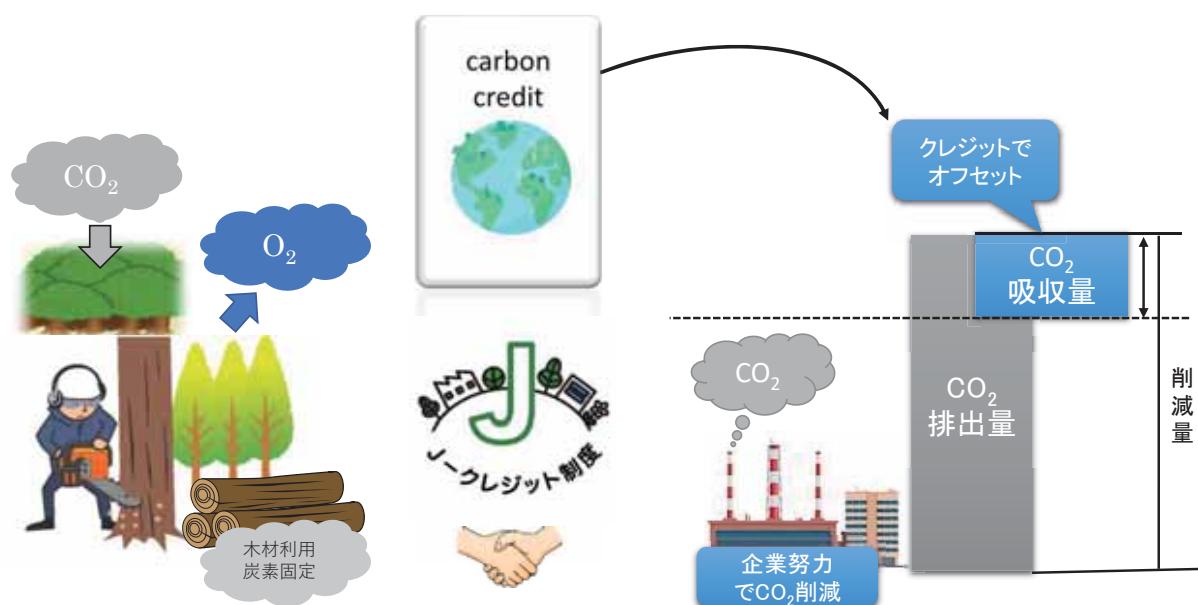




第I章 Jークレジット制度

“Jークレジット制度”とは…？

本章では、Jークレジット制度、Jークレジット制度を知るうえで、大切な力
ーボンオフセット、その活用事例、Jークレジット制度が長野県地球温暖化対策に
も活用できることなどを記載します。



※Jークレジット制度ロゴ使用許可



I-1 Jークレジット制度とは

I-1-1 Jークレジット制度

Jークレジット制度とは、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下：「Jークレジット制度」という）」で、省エネエネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素（以下「CO₂」という）等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度で、経済産業省・環境省・農林水産省により運営されています（図 I-1）。国内クレジット制度^{*1-1}とオフセット・クレジット（J-VER）制度^{*1-2}が発展的に統合した制度です。

この制度により、民間企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用で国内の資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す制度です。Jークレジット制度は、信頼性・質の高い制度として認知されており、2050年カーボンニュートラル（👉：p16 参照）の実現を目指す上でも必要な制度として、経団連カーボンニュートラル行動計画^{*1-3}の目標達成やカーボン・オフセット（👉：p12 参照）など、様々な用途に活用できます。

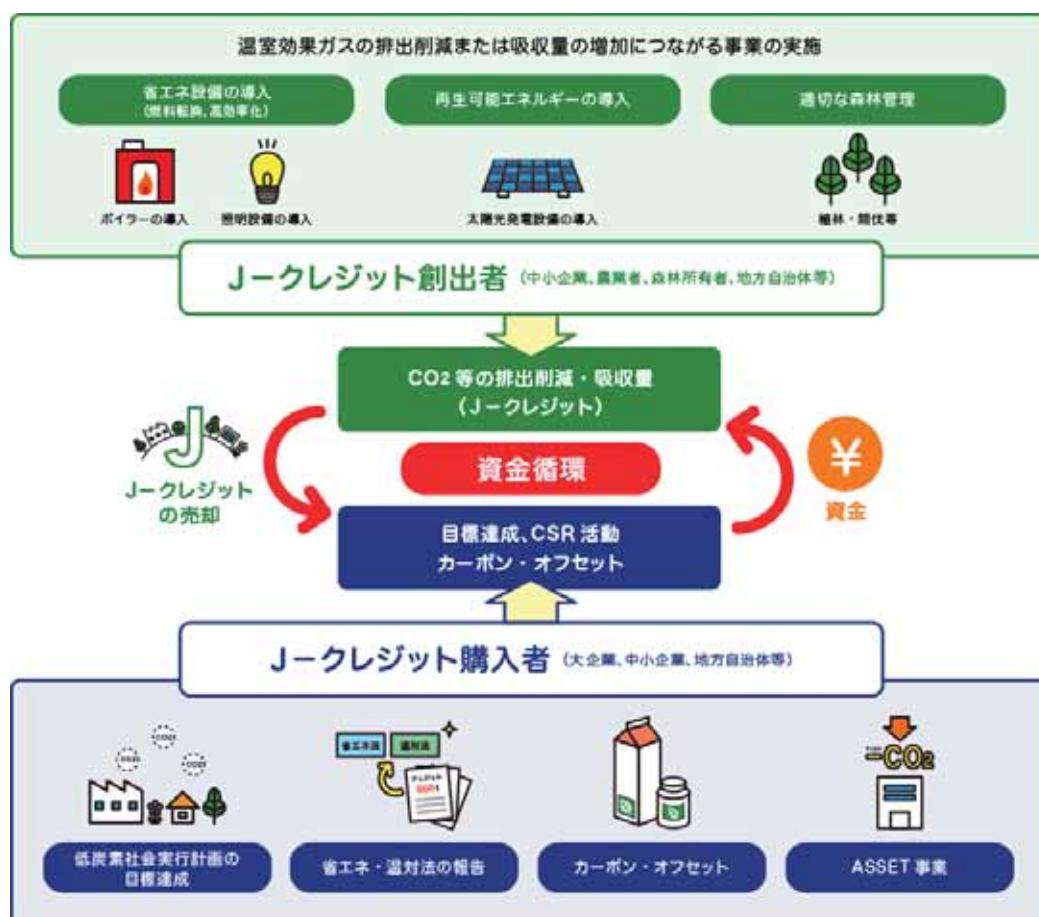


図 I-1 Jークレジット制度

経済産業省：https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyou_keizai/japancredit/index.html



I-1-2 Jークレジット制度における用語

Jークレジット制度を検討するにあたり、用語を理解する必要があります。表 I-1は「Jークレジット制度 実施要綱Ver. 5.6, 2023年3月2日（以下：実施要綱）」、表 I-2は「Jークレジット制度 実施規程（プロジェクト実施者向け）Ver.8.3, 2023年3月2日（以下：実施規程）」に示された用語の定義です。

表 I-1 Jークレジット制度における用語（実施要綱）①

	用語	定義
実施要綱	排出削減量	ベースライン排出量からプロジェクト実施後排出量を差し引いた温室効果ガスの量
	吸收量	プロジェクト実施後吸收量からプロジェクト実施後排出量及びベースライン吸收量を差し引いた温室効果ガスの量
	追加性	本制度がない場合に比べて、追加的な削減・吸収をもたらすこと
	Jークレジット	本制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量
	排出削減・吸収活動	温室効果ガス排出量の削減又は温室効果ガスの吸収をもたらす活動
	プロジェクト	排出削減・吸収活動であって、本制度に登録されたもの
	プロジェクト実施者	排出削減・吸収プロジェクトを実施しようとする者又はプロジェクト登録を受けた者。具体的には各方法論に定める主要排出活動又は吸収活動に係る設備等を管理する者
	Jークレジット保有者	Jークレジット登録簿において口座を開設し、当該口座においてJークレジットを保有する者
	ベースライン排出・吸収量	プロジェクトを実施しなかった場合に排出又は吸収される温室効果ガスの想定量
	プロジェクト実施後排出・吸収量	プロジェクトを実施した場合に、当該プロジェクトに起因して排出又は吸収される温室効果ガスの量
	モニタリング	プロジェクトによる排出削減・吸収量を算定するために必要な値を計測、評価、記録すること
	方法論	排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定したもの
	プロジェクト登録	プロジェクトを実施しようとする者から登録の申請のあった、温室効果ガス排出量の削減又は温室効果ガスの吸収をもたらす活動について、本制度のプロジェクトとして認めること
	妥当性確認	プロジェクト登録に当たり、プロジェクト計画書に記載された内容が、本実施要綱、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（Jークレジット制度）実施規程（審査機関向け）（以下「実施規程（プロジェクト実施者向け）」という。）、方法論及びモニタリング・算定規程に規定される要件に適合しているかについて第三者が審査を行うこと
	妥当性確認機関	妥当性確認を行う法人であって、本実施要綱に基づいて本制度に登録された者



第I章 Jークレジット制度

表 I-1 Jークレジット制度における用語（実施要綱）②

用語	定義
認証	プロジェクト実施者から認証の申請のあった排出削減・吸収量について、Jークレジットとして認め、識別番号を付与すること
認証対象期間	プロジェクトにおいて、Jークレジットの認証を受けることができる期間
検証	認証に当たり、モニタリング報告書が本実施要綱、実施規程（プロジェクト実施者向け）、方法論及びモニタリング・算定規程及びプロジェクト計画書に従い適正に算定されているかについて、第三者が審査を行うこと
検証機関	検証を行う法人であって、本実施要綱に基づいて本制度に登録された者
審査機関	妥当性確認機関及び検証機関の総称
識別番号	Jークレジットに対し、1トン単位で付与される番号
Jークレジット登録簿	Jークレジットを管理・記録するための電子的台帳
移転	Jークレジット登録簿上でJークレジットの保有者を変更すること
無効化	Jークレジット登録簿上でJークレジットを無効化口座に移転し、それ以降移転できない状態にすること
取消し	Jークレジット登録簿上でJークレジットを取消口座に移転し、排出削減・吸収量が生じなかった状態にすること
経団連カーボンニュートラル行動計画	一般社団法人日本経済団体連合会が策定していた環境自主行動計画に続く、2013年度以降の産業界の地球温暖化対策の取組であった低炭素社会実行計画を変更し、2021年11月に新たに取りまとめた計画
カーボン・オフセット	自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること
地域版Jークレジット制度	本制度において、運営主体として承認された地方公共団体及びその集合体が、排出削減・吸収量の認証を行う制度
地域版Jークレジット	地域版Jークレジット制度により認証された排出削減・吸収量
排出削減プロジェクト	Jークレジット制度方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）に基づき策定された森林分野以外の方法論に基づいて実施されるプロジェクトのこと
森林管理プロジェクト	Jークレジット制度方法論策定規程（森林管理プロジェクト用）に基づき策定された森林分野の method（方法論番号がFOから始まる方法論）に基づいて実施されるプロジェクトのこと

聞きなれない用語が多いけど覚えないと！



表 I-2 Jークレジット制度における用語（実施規程）

	用語	定義
実施規程	経済的障壁	プロジェクトを実施することに伴う投資費用の負担又はランニングコストの増加等によりプロジェクトの実施を妨げる事情
	一般慣行障壁	技術に対する認知度の不足、業界特有の商慣行の存在等によりプロジェクトの実施を妨げる事情
	更新プロジェクト	プロジェクト実施前に存在する設備の全部又は一部に代わって排出削減に寄与する新しい設備を導入するプロジェクト
	新設プロジェクト	設備を導入するプロジェクトのうち、更新プロジェクト以外のプロジェクト
	標準的な設備	新設プロジェクトを開始する時点で選定される可能性が高い標準的な設備
	排出削減見込み量	プロジェクト計画書の作成時に試算する排出削減量の想定値
	影響度	排出削減見込み量に対する排出量の割合
	プログラム型プロジェクト	一定の追加的要件を満たす削減・吸収活動をまとめて1つのプロジェクトとし、随時追加することができるプロジェクト
	プログラム型運営・管理者	プログラム型プロジェクトを実施するに当たり、1つのプロジェクトとして取りまとめられる削減・吸収活動を適切に運営・管理する者

制度の原則を理解しよう！



I-1-3 Jークレジット制度の原則

(1) 環境価値のダブルカウントの禁止

Jークレジット制度は他の制度と重複できません。実施要綱では「環境価値のダブルカウントとは、1つの排出削減・吸収効果を重複して認証、使用又は報告することであり、避ける必要がある。本制度においては、特に排出削減・吸収効果の重複認証、重複報告が生じないよう、排出削減・吸収量の認証要件及びプロジェクト実施者が従うべき要件を定める」とされています。

また、実施規程では「クレジットを他者に譲渡（売却）した場合には、他者に譲渡（売却）したプロジェクト実施者は、原則として譲渡（売却）したクレジット分を自らの排出削減・吸収量として主張してはならない」とされています。

(2) 国際規格への準拠

Jークレジット制度は国際基準を満たすことを原則としています。実施要綱では「本制度は、プロジェクトレベルでの排出削減・吸収量の算定・報告に関する国際標準であるISO14064-2:2019及び温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの妥当性確認・検証に関する国際標準であるISO14064-3:2019に準拠した制度とすることで、国際的な信頼性を確保する」とされています（表 I-3）。



表 I -3 Jークレジット制度運用の6原則

原則	内容
適切性 (Relevance)	本制度の基本の方針に合致するように、制度文書を策定すること。
完全性 (Completeness)	プロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量が漏れなく算定されるよう、関連する排出削減・吸収活動を特定するよう定めること。
一貫性 (Consistency)	排出削減・吸収量が合理的に比較可能となるように統一の手順を定めること。
正確性 (Accuracy)	推計に用いられるデータの偏りと不確かさを可能な限り減らすよう定めること。
透明性 (Transparency)	プロジェクトに関する情報を適切に記録し、開示するよう定めること。
保守性 (Conservativeness)	排出削減量・吸収量が過大に評価されないことを確実にするような手順を定めること。

※ Jークレジット制度 実施要綱Ver. 5.6, 2023年3月2日

(3) 追加性

追加性とは「Jークレジット制度がない場合に、排出削減・吸収活動が実施されないと」です（☞：表 I -1）。追加性は重要な原則で「Jークレジット制度においてJークレジットとして認証される排出削減・吸収量は、本制度が存在しない場合に対して追加的な排出削減・吸収が実現されたものでなければならない」とされています。

I -1-4 クレジットとは？

Jークレジット制度のクレジットとは、再生可能エネルギー（太陽光発電や風力・水力発電など）の導入やエネルギー効率の良い機器の導入（=削減プロジェクト）もしくは植林や間伐等の適切な森林管理（=吸収プロジェクト）により実現できた温室効果ガス削減・吸収量を、決められた方法（=方法論）に従って定量化（数値化）し取引可能な形態にしたものです。

クレジットは、電子システム上の「口座」において、1t-CO₂（二酸化炭素トンと呼びます）を1単位として管理されます。売買によりクレジットが口座間を動くことを「移転」といいます（☞：表 I -1）。

Jークレジットを用いてカーボン・オフセットをするには、クレジットを購入し、その購入したクレジットを無効化する必要があります。「無効化」とは一度カーボン・オフセットに使われたクレジットが再び使用されないようにする手続きで、具体的には「無効化／取消口座」にクレジットを移転することで行います（☞：表 I -1）。

クレジットの売買がクレジットの創出者と購入者との間の自由取引（量も価格も自由）で行われることにより、「市場メカニズム」のもと、地球温暖化対策の資金を循環させ、社会全体で最適に活用されることを目的としています。



I-1-5 Jークレジットの創出者と購入者

Jークレジットの活用には、クレジットの創出者とクレジット購入者が存在します。

- ☺ 創出者：CO₂を削減・吸収し、その削減・吸収分を金銭に変えている側
- ☺ 購入者：自社等ではCO₂削減できないため、金銭で削減・吸収分を購入する側

クレジットの創出者とは、CO₂排出削減や吸収を実際に行い、クレジットを創出する事業者のことで、本マニュアルでは市町村となります。クレジットの創出者=プロジェクト実施者となります。

一方、クレジット購入者とは、CO₂排出削減に従事する事業者（市町村）からクレジットを購入した企業や他の自治体などを指します。

I-1-6 Jークレジット制度の分野及び方法論

令和5年（2023年）3月現在、Jークレジット制度は排出削減・吸収に資する「省エネルギー」、「再生可能エネルギー」、「工業プロセス」、「農業」、「廃棄物」、「森林」の6分野となっています。この6分野には排出削減・吸収に資する技術ごとに“方法論”として分類されています。

ここで、“方法論”とは、「排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法、モニタリング方法等を定めるもの」と定義されます（表I-4）。

表I-4 Jークレジット制度の分野と方法論数

分野	内容	方法論数
省エネルギー等(EN-S)	化石燃料の使用を抑えること等によりエネルギー由来CO ₂ を削減する部門	44
再生可能エネルギー(EN-R)	化石燃料を再生可能エネルギーに代替することによりエネルギー由来CO ₂ を削減する分野	11
工業プロセス(IN)	工業プロセスにおける化学的又は物理的变化により排出される温室効果ガスを削減する分野	5
農業(AG)	農業分野において排出される家畜由来又は農地由來の温室効果ガスを削減する分野	5
廃棄物(WA)	廃棄物の処理に伴い排出される温室効果ガスを削減する分野	3
森林(FO)	森林施業の実施により温室効果ガスを吸収する分野	3

※2023年3月現在

FOが森林



方法論の数は固定ではありません。
頻繁に変わります



I-2 Jークレジット活用のメリット

I-2-1 創出者=プロジェクト実施者

Jークレジットを活用することは創出者、購入者の双方にメリットがあります(図 I-2)。

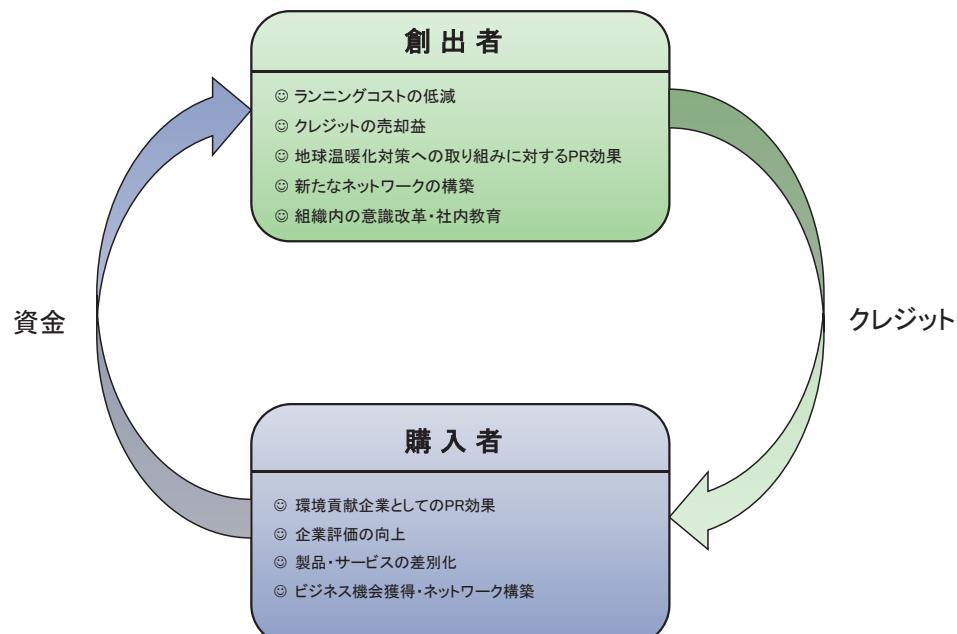


図 I-2 創出者、購入者双方のメリット

Jークレジット創出者のメリット



図 I-3 創出者側のメリット Jークレジット制度 <https://japancredit.go.jp/about/outline/>



Jークレジット創出者のメリットとしては、次の5つがあります（図I-3）。

- ◎ ランニングコストの低減
- ◎ クレジットの売却益
- ◎ 地球温暖化対策への取組に対するPR効果
- ◎ 新たなネットワークの構築
- ◎ 組織内の意識改革・教育

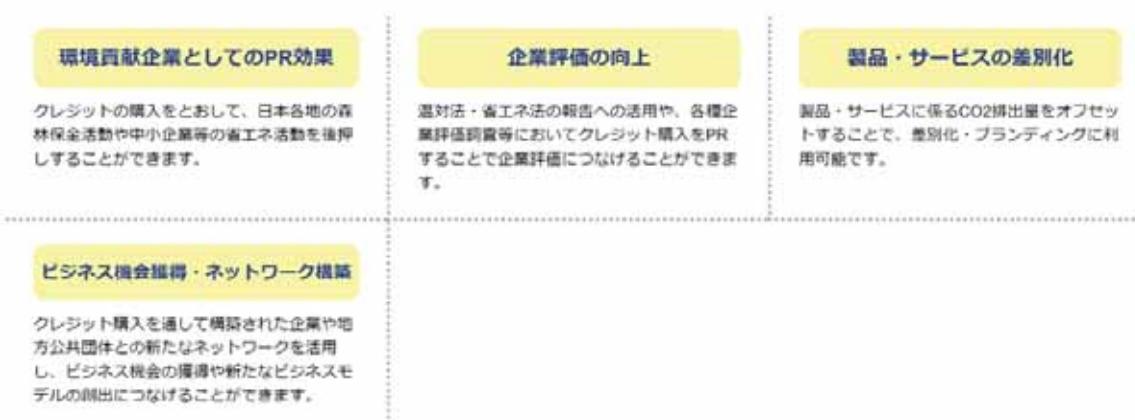
創出者としてのメリットとしては、省エネ設備の導入を通じてランニングコストを抑えことができ、クレジット売却による収益が得られます。それ以外にも地球温暖化対策として環境保全活動を行っている市町村としてPRし、関連企業や他の自治体などの関わりが深まります。さらには職員に対する認識を高めるなどの外的的なメリットがあります。

I-2-2 購入者

Jークレジットの活用をすることによる購入者のメリットとしては、次の4つがあります（図I-4）。

- ◎ 環境貢献企業としてのPR効果
- ◎ 企業評価の向上
- ◎ 製品・サービスの差別化
- ◎ ビジネス機会獲得・ネットワーク構築

Jークレジット購入者のメリット



図I-4 購入者のメリット Jークレジット制度 <https://japancredit.go.jp/about/outline/>

環境問題に高い関心を持つ企業として、環境に良い貢献をしているとのPRを行うことで、外部に認知されることは企業にとって大きなメリットになります。社会への認知度を高め、差別化やブランディングに繋げることが可能です。

購入者の最大のメリットとしては、カーボン・オフセットを行うことができる点です。



第I章 Jークレジット制度

自社の努力だけでは削減しきれないCO₂を、その分量に応じた投資や購入をすることで相殺することができます。

先のメリットの区分の中に「企業評価の向上」がありますが、購入者が実質的に活用できる用途として表I-5があり、Jークレジットの種別により使用できるものが異なっています。

表I-5 Jークレジット種別の購入者用途

2023年3月現在

用 途	Jークレジットの種別				
	再生可能 エネルギー (電力)	再生可能 エネルギー (熱)	省エネルギー	森林吸収	工業プロセス、 農業、廃棄物
温対法 ^{※1-4} での報告 (排出量・排出係数調整)	○	○	○	○	○
省エネ法 ^{※1-5} での報告 (共同省エネルギー事業に限る)	×	×	○ ^{※1}	×	×
カーボン・オフセット での活用	○	○	○	○	○
CDP質問書 ^{※1-6} での報告	○ ^{※1※2}	○ ^{※1※3}	× ^{※4}	× ^{※4}	× ^{※4}
SBT ^{※1-7} での報告	○ ^{※1※2}	○ ^{※1※3}	×	×	×
RE100 ^{※1-8} での報告	○ ^{※1※2※5}	×	×	×	×
SHIFT事業 ^{※1-9} ・ASSET事業 ^{※1-10} の目標達成	○	○	○	○	○
経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成	△ ^{※6}	△ ^{※6}	△ ^{※6}	○	△ ^{※6}

※1 報告可能な値はプロジェクトごと、認証回ごとに異なる。

※2 他者から供給された電力(Scope2)に対して、再エネ電力由来のJークレジットを再エネ調達量として報告することができる。

※3 他者から供給された熱 (Scope2) に対して、再エネ熱由来のJークレジットを再エネ調達量として報告することができる。

※4 CDP気候変動質問書2021の設問C11.2にのみ、報告対象期間内の創出・購入量を報告可能。

※5 2021年8月のRE100の基準引き上げによる変化点

- ・自家発電した電力 (Scope1) には再エネJクレ使用不可。
- ・Scope2の電力供給のうち、工場敷地内（オフグリッド内）の別会社が設置した発電設備由来の電力 (Scope2) に対して再エネJクレ使用不可。

※6 経団連カーボンニュートラル行動計画に参加している事業者が創出したクレジットは対象外。制度記号が「JCL」のクレジットが使用可能。

※ Jークレジット制度 <https://japancredit.go.jp/case/outline/>

I-2-3 長野県地球温暖化対策条例に基づく事業活動温暖化対策計画書制度におけるJークレジットの活用

(1) 事業活動温暖化対策計画書制度の概要

本制度は、長野県内における事業活動に係る温室効果ガスの排出削減の取組を促進するための制度です。具体的には、一年分の事業所の電気使用量やガス使用量などのデータを基に、事業所から排出されるCO₂を「見える化」し、専門家のアドバイスをもらいながら最大3か年の計画を策定し、継続的に削減に取り組むものです。計画を提出した事業者は、毎年進捗状況を県に報告することとなっています。



なお、提出された計画書等は県のホームページにおいて公表されます。制度対象事業者は長野県地球温暖化対策条例において、以下の要件のいずれかに該当する者と定められていますが、要件を満たさない事業者でも任意で制度に参加することが可能です。

制度対象事業者

- ① 県内工場等の原油換算エネルギー使用量の合計が 1,500 kl／年以上
- ② 県内工場等の CO₂ 以外（その他ガス）の温室効果ガス排出量の合計が 3,000 t·CO₂／年以上
- ③ 県内で事業活動において使用する自動車の台数が 200 台以上

(2) 本制度におけるJークレジットの活用について

本制度では計画期間を通じた温室効果ガス排出削減の水準やその取組の内容などを基に、加点方式による評価を実施しています。

県内で創出された森林吸収によるJークレジットは、報告書提出時に「調整後の二酸化炭素排出量」を算定する際に活用することができ、実際の二酸化炭素排出量から購入したクレジット量分を控除することができます（表 I -6）。

表 I -6 長野県地球温暖化対策条例に基づくJークレジットの用途

用 途	再生可能 エネルギー (電力)	再生可能 エネルギー (熱)	省エネルギー	森林吸収	工業プロセス、 農業、廃棄物
長野県地球温暖化対策条例 での報告 (長野県内で創出されたものに限る)	○	○	○	○	○

また、評価の実施は「調整後の二酸化炭素排出量」で行うため、Jークレジット購入により二酸化炭素排出量を大きく減らすことで、大きな加点を得ることができます。評価は 5 段階 (S、AA、A、B、C) で行い、上位 (S、AA) の評価を受けた事業者については、本制度における優良事業者として、県のホームページ上で事業者名が公表されます。更にその中でも報告書の評価が高く、脱炭素に関する取組が優良な事業者については、県で表彰を行っています。



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです



I-3 知っておきたいカーボン・オフセット

I-3-1 カーボン・オフセットとは？

Jークレジット制度により創出されたクレジットの運用には「カーボン・オフセット」という基本的な考え方があります。オフセットとは「埋め合わせ」や「相殺」という意味で、カーボン・オフセットとは企業側がCO₂排出分を植林や適切な森林管理などによるCO₂吸収量で相殺しようとする考え方です。自社でCO₂排出削減の取組をしていない場合には、他社事業に資金援助することでCO₂排出削減に貢献することもでき、これも“カーボン・オフセット”となります。

環境省のカーボン・オフセットガイドラインVer.2.0（平成27年3月31日施行、令和3年3月19日改訂）では、「カーボン・オフセットは自らの活動に伴い排出するCO₂等の温室効果ガスを認識・削減した上でその排出量を埋め合わせる取組であり、①知って（排出量の算定）、②減らして（削減努力の実施）、③オフセット（埋め合わせ）の3ステップで実施」としています（図I-5）。



図I-5 カーボン・オフセットの実施方法
カーボン・オフセットガイドラインVer.2.0



カーボン・オフセットの定義

カーボン・オフセットの定義は次のとおりです。

「カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO／NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせるという考え方。」



I-3-2 カーボン・オフセットの取組

カーボン・オフセットの主な取組として、オフセット指針では5つの取組が紹介されています（表I-7）。

表I-7 カーボン・オフセットの主な取組

取組の類型	誰が (クレジットの無効化を行う主体)	何を (オフセットされる排出)
(1)オフセット製品・サービス	製品の製造者／販売者 サービス提供者	製品・サービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量
<例：オフセット製品・サービス>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造に伴う排出をオフセットした衣服の販売 ・ 印刷時の電力消費に伴う排出をオフセットしたプリンタの販売 ・ 発電時のエネルギー消費に伴う排出をオフセットした電力の販売 		
(2)会議・イベントのオフセット	会議・イベント主催者	会議・イベント開催に伴って排出される温室効果ガス排出量
<例：会議・イベントのオフセット>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場内の消費電力に伴う排出をオフセットしたチャリティーライブの開催 ・ 会場運営及び出席者の移動・宿泊に伴う排出をオフセットした国際会議の実施 		
(3)自己活動オフセット	企業	自社の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量
<例：自己活動オフセット>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社の事業活動に伴う排出をオフセットし、自社のCSRレポートで公開 ・ 自社事業での消費電力に伴う排出を再エネクレジットでオフセットし、環境取組を推進するイニシアティブに報告 		
(4)クレジット付製品・サービス	製品の製造／販売者 サービス提供者 会議・イベント主催者	製品・サービスの購入者やイベントの来場者の日常生活に伴って排出される温室効果ガス等
<例：クレジット付製品・サービス>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入者の日常生活に伴う排出をオフセットする量のクレジットを添付した家具の販売 ・ 来場者の日常生活に伴う排出をオフセットする量のクレジットを添付したライブチケットの販売 		
(5)寄付型オフセット	製品の製造／販売者 サービス提供者 会議・イベント主催者	※地球温暖化防止活動への貢献・資金提供のために実施するものであり、特定の排出量をオフセットするものではない
<例：寄付型オフセット>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売額の一部をクレジット購入に用いるスポーツウェアの販売 ・ 来場者1人につき1kg-CO₂の森林クレジットを購入し、森林保全に寄与する環境保護イベントの開催 		

※カーボン・オフセットガイドラインVer.2.0、p5～10を引用加筆





県内の森林吸収源Jークレジットを用いた事例

長野県木曽郡木曽町のJークレジット森林吸収クレジットが、小県郡長和町の環境貢献型特産品に活用されています。

木曽町のJークレジットは「木曽町森林吸収～木曽川上流域からきれいな水を～プロジェクト」で創出されたクレジットですが、このクレジットを株式会社ウェイストボックス（本社：愛知県名古屋市中区栄）が無効化し、寄付型のカーボン・オフセットとして「長和町振興公社信州立岩和紙の里の“立岩和紙”」、「株式会社長門牧場の“アイスクリーム、こだわって手作りしたゴーダチーズ”など様々な乳製品」に活用されています。商品代金の一部は森林保全や省エネ活動などのCO₂削減事業に役立てられます。

長野県内の森林吸収系クレジットを県内市町村が関係する企業・団体の商品として活用されている事例です。

長門牧場アイスクリーム
ゴーダチーズ・ブラックペッパーゴーダチーズ
長和町認定奨励品 No.03



出典：長和町HP

立岩和紙
長和町認定奨励品 No.13



出典：長和町HP

【事例：Jークレジット制度事務局ホームページ】

長和町振興公社信州立岩和紙の里 http://offset.env.go.jp/sengen/cof/detail/sengen_928.html

長門牧場製品事例 http://offset.env.go.jp/sengen/cof/detail/sengen_913.html

I-3-3 カーボン・オフセットとJークレジット

カーボン・オフセットに用いられるクレジットとは、再生可能エネルギーや高効率機器の導入、森林吸収量を増やすプロジェクトを行うことで実現した温室効果ガス排出削減・吸収量のことです。

カーボン・オフセットに用いられるクレジットの性質は、次の一定の基準を満たしていることが必要とされています。

- ① 確実な排出削減・吸収が実現されていること
- ② 排出削減・吸収量が一定の精度で算定されていること
- ③ 温室効果ガス吸収の場合はその永続性が確保されていること
- ④ クレジットを創出するプロジェクトの二重登録、クレジットの二重発行及び二重使用が回避されること



クレジットには、大きく「市場流通型クレジット^{※1-11}」と「非市場流通型クレジット^{※1-12}」に分けられますが、「市場流通型クレジット」は第三者への譲渡及び市場への流通が想定されているクレジットで、その性質及び管理に係る一定の基準を満たしていることが第三者機関によって検証されています。そのため、カーボン・オフセットに取り組む際には市場での取引に適した信頼性の担保された「市場流通型クレジット」を用いることが推奨されています。また、「ベースライン&クレジット方式^{※1-13}」の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトによって創出されたクレジットを使用するのが一般的です。

「カーボン・オフセット宣言^{※1-14}」で使用が認められているのが、国内クレジットのJークレジットとなります。

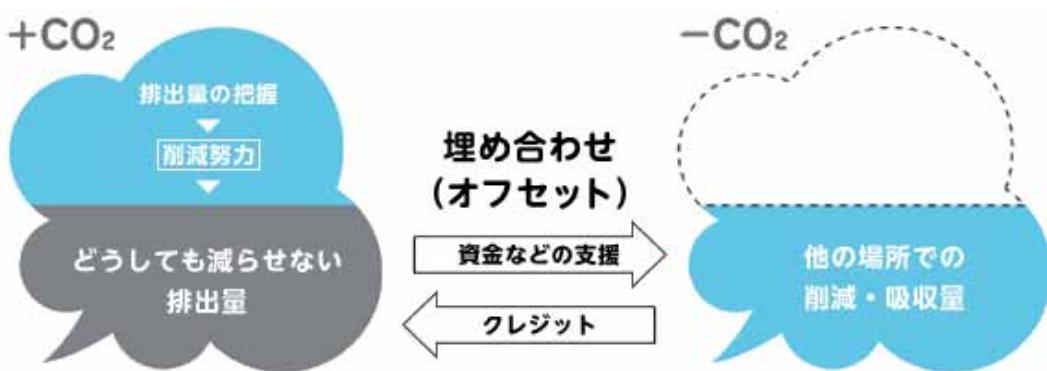


図 I-6 クレジットを用いたカーボンオフセットの概念図

環境省カーボン・オフセットフォーラム http://offset.env.go.jp/about_cof_en.html



I-4 なぜ…今“Jークレジット（森林分野）”なのか？

I-4-1 “カーボンニュートラル”の波

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする“カーボンニュートラル”を目指すことを宣言しました（図I-7）。

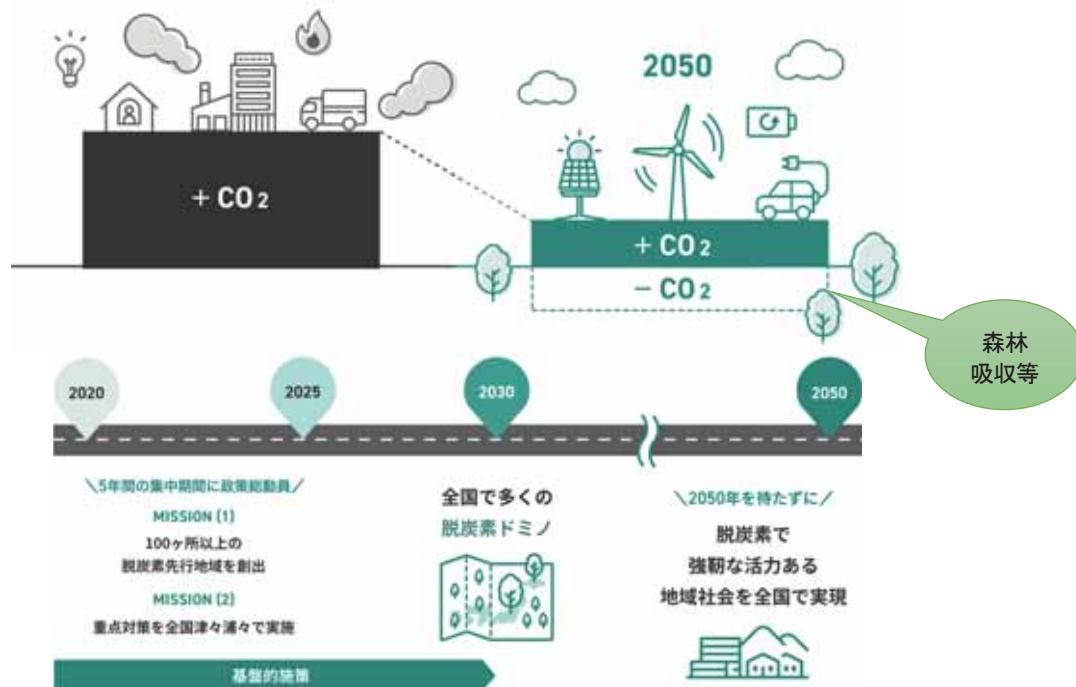
「排出を全体としてゼロ」というのは、CO₂をはじめとする温室効果ガス^{※1-15}の「排出量」（人為的なもの）から、植林、森林管理などによる「吸収量」（人為的なもの）を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、

- ⇒ 世界的な平均気温上昇を工業化以前と比べて2°Cより十分低く保つこと
- ⇒ 1.5°Cに抑える努力を追求すること（2°C目標）

今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること等を合意しました。この実現に向けて、世界が取組を進めており、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げています。

政府は、2050年カーボンニュートラルの実現にむけ、2030年までの10年間が重要と位置付け、SGDs目標年である2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しています。



I-4-2 SDGsと知っておきたいESG

(1) SDGs

近年、小学校の授業でも取上げられ、多くの人々が認識している SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015 年に国連サミットで採択された世界共通の目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成されるゴール（目標）で、地球上の「誰一人取り残さない（Leave no one behind）」ことを誓い、国、企業、NPO、個人まですべてが協力して、経済・社会・環境の 3 つのバランスがとれた社会を目指す目標です（図 I-8）。2030 年の目標年に向かって、様々な取組が行われていますが、Jークレジット制度もこの SDGs を達成するための手段となります。



図 I-8 SDGs 17 の目標

(2) ESG

ESG という言葉がJークレジット制度の中にも記載されています。ESG は、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス=企業統治)の 3 つの単語の頭文字を並べた言葉で、いま企業が取り組むべき課題で、持続可能な経営手法に変えていくための考え方です。

ESG は企業の経営方針の判断基準であり、投資家が投資する企業を選ぶときの判断基準です。現在、ESG の要素を無視してビジネスを展開することはできないとされています（図 I-9、表 I-8）。



図 I-9 ESG 投資の概念図



第I章 Jークレジット制度

このESG投資には7つの手法があるとされ（表I-9）、環境・地球温暖化対策も含め、サステナビリティ（持続可能性）をテーマとする事業を投資対象とする「サステナビリティテーマ型投資」としてJークレジット制度など活用している企業等への投資も対象となっています。

表I-8 ESGの考え方

E	Environment	環境	温室効果ガスの排出量削減、海洋プラスチックごみ対策や水質汚染対策、森林破壊や生物多様性への悪影響に関する対応、再生可能エネルギーの活用など、さまざまな環境課題
S	Social	社会	ジェンダー格差の撤廃や労働者の権利の保護、ダイバーシティやワーク・ライフ・バランスの確保、児童労働の撲滅など、社会全体で解決していくかなければいけない問題
G	Governance	統治	企業の業績や評判を悪化させる不祥事などを回避するための法令順守（コンプライアンス）の姿勢や情報開示の透明性、取締役会の多様性、リスク管理体制の構築など、企業が行うべきこと



ESG投資・ESG経営

これまで投資家は、企業の営業利益やキャッシュ・フローなどの株価指標・財務情報をもとに投資判断を行ってきましたが、ESG投資とは、財務情報に加えて、企業のESG活動への評価・分析を基に投資を行います。企業自らがESGへの取組を課題として掲げ、積極的に対応・開示することで、長期的な収益力の向上、ブランド力や企業価値の向上にもつながると考えられています。また、「サーキュラーエコノミー（循環型経済システム）※1-16」や「脱炭素ニーカーボンニュートラル」の流れが大きくなつたことで、一層ESGの関心が高まり、世界、そして日本でのESG投資が広まっています。

さらに、経営リスクの面からみるとリスクも多様化していて、変動性（Volatility）、不確実性（Uncertainty）、複雑性（Complexity）、曖昧性（Ambiguity）の頭文字を取ってVUCA時代と言われることがあります。いつどこにリスクがあるかわからない状態を示した用語で、経営において何時・何処で予想していなかった出来事が起こり、経営に影響を及ぼす可能性があります。そうならないために、リスク回避の面からも持続可能な発展を目指す取り組みとしてESG経営が注目されているのです。

大手企業などでは“ESG投資”から“ESG経営”として経営目標としても使われています（下表）。

表. ESG投資が生まれた背景

ESG投資が生まれた背景 ⇒ 「ESGへの取組が企業の持続的成長に必要」という認識の広まり

- ⌚ 企業の財務情報だけでは長期的な収益性を調査・分析することが困難
- ⌚ 人財の活用（人的資本）など非財務情報の重要性が高まっている
- ⌚ 世界的な環境問題が企業業績に大きな影響を与えている
- ⌚ サプライチェーンでの人権問題が消費者の購買判断に大きな影響を与えている
- ⌚ リスクが多様化しており、持続可能な経営が必要になっている



表 I-9 ESG 投資の 7 つの手法

①ネガティブスクリーニング	特定の業界を投資対象から除外する手法。例えば、アルコール、タバコ、銃器、カジノ、または化石燃料を扱う業種が該当。すなわち、「ESG と逆方向のものには投資を行わない」ということ。
②ポジティブスクリーニング	同業種の中で ESG のパフォーマンスが優れている企業に投資をする手法。環境問題や人権問題、従業員への対応、ダイバーシティなどに積極的に取り組んでいるかが判断材料。
③国際的規範に基づくスクリーニング	ESG 分野での国際基準に照らし合わせ、その基準をクリアしていない企業を投資先から除外する手法。国際基準には、国際労働機関（ILO）などの国際機関が定めるものを参照。
④ESG インテグレーション	最初から投資対象を狭く絞るのではなく、従来用いられていた財務情報に基づく投資判断に、環境・社会・ガバナンスといった「非財務情報」を組み入れる方法。
⑤サステナビリティ テーマ型投資	サステナビリティ（持続可能性）をテーマとする事業を投資対象とする方法。 <u>再生可能エネルギー</u> や <u>持続可能な農業・林業</u> といったもの。
⑥インパクト コミュニティ投資	企業の財務情報から判断して得られるリターン、および「社会的・環境的に強い好影響」をもたらす技術やサービスによる事業を投資対象とする方法。途上国における教育事業やエネルギー事業など。
⑦企業 エンゲージメント	株主の立場から企業に対して ESG を呼びかけて、ESG に対応するよう働きかける方法。株主の権利を用いて、積極的に企業の意思決定に意見することを指し、投資判断だけではなく、投資後の働きかけも重要な戦略。

(3) SDGs と ESG

SDGs と ESG は、“目標か課題か”という視点の違いや、“すべての人か、企業・投資家か”という対象の違い等がありますが、相互に関わり合っています（図 I-10）。

- ⌚ 環境問題や経済、社会問題が複雑に関わる現在の社会では、先進国、途上国を問わず価値観を共有し、相互発展のために協働していくことが不可欠です。SDGs の目標 17 では「パートナーシップで目標を達成しよう」と表現されていますが、ESG は投資家と企業がよりよい発展を目指すパートナーシップといえます。
- ⌚ ESG の考え方方が広まれば、環境や社会にやさしいモノやサービスをつくる責任を果たしている企業、再生可能エネルギーの研究開発を進めたり、利用している企業などに資金が集まることがあります。これは、SDGs の目標 7 「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、目標 8 「働きがいも経済成長も」、目標 12 「つくる責任つかう責任」とも関わっています。さらに、森林整備に投資する又はJークレジットを用いてカーボン・オフセットを行う場合などは目標 13 の「気候変動に具体的な対策を」や目標 15 の「陸の豊かさも守ろう」となり、森林を保全することで豊かな海を維持する目標 14 「海の豊かさを守ろう」にも貢献します。これらは目標 9 の「産業と技術革新の基礎をつくろう」の技術的革新にもつながり、結果的に目標 11 の「住み続けられるまちづくりを」の達成目標になります。



第I章 Jークレジット制度

- SDGs の目標 5 の「ジェンダー平等を実現しよう」については、ESG における課題がこのゴールを達成するためのプロセスとなっています。

企業が ESG を重視して経済活動を行うことは、結果として SDGs の目標達成につながっていきます。

したがって、SDGs は世界共通のゴールで、ESG は SDGs を達成するための手段となります。



図 I -10 ESG 活動と関連する SDGs 目標

I -4 -3 ESG と Jークレジット

環境・社会・企業統治に配慮する企業を重視して行う ESG 投資が拡大する中、年々温室効果ガス削減の必要性から農林分野への投資が注目されています。建築分野では、木材の利用による、建築時の CO₂排出削減や炭素の貯蔵などカーボンニュートラルへの貢献、森林資源の循環利用への寄与、空間の快適性向上といった効果に対して期待が高まっています（表 I -10）。

- 炭素削減に大きな役割を果たしている林業の役割としては、建築材の製造時におけるコンクリートと鉄鋼の炭素排出量は木材よりもそれぞれ 40%、30%高い。国連欧州経済委員会（UNECE）などヨーロッパでその認識が高まっている
- 日本の森林や里山は CO₂ 吸収源でカーボンニュートラルへの貢献度が高く、生物多様性対策が本格化するなかで再評価される可能性があり、持続可能な森林経営や木材利用の必要性の要望が増加している

Jークレジット制度を考えるうえで、クレジットの購入者となる企業等の活動は、現在 ESG 投資・経営が主流であることを意識することが必要です。



表 I-10 森林・林業、木材産業における ESG 投資対象（例）

評価・投資項目	指標（例）	評価手法（例）	ESG
①CO ₂ 算定 ・削減・炭素貯蔵	・森林経営活動・植林による吸収活動 ・建築物への木材利用による CO ₂ 排出（削減）量	・Jークレジット（森林管理） ・ライフサイクル・アセスメント（LCA）	E
	・炭素貯蔵量	・建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量表示ガイドライン（林野庁）	E
②資源の持続可能性	・責任ある調達（適切な管理がなされた森林からの木材調達）	・森林認証 ・合法伐採木材（クリーンウッド法） ・再造林の実施	E・G
	・森林資源活用による地域への貢献	・木材安定取引協定 ・建築物木材利用促進協定（改正木材利用促進法）	E・S・G
③木の魅力（内装木質化）	・安全性・生産性向上 ・居住快適性向上	・内装木材利用の手引き	S

長野県ゼロカーボン戦略

長野県は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定による地方公共団体実行計画である「長野県ゼロカーボン戦略～2050 ゼロカーボン実現を目指した 2030 年度までのアクション～」を令和 3 年 6 月に策定し、2050 ゼロカーボンの実現に向けて温室効果ガス正味排出量の削減目標を示しました。

2030 年度に森林が担うべき吸収量の目標を 1,770 千 t-CO₂、
2050 年度に 2,000 千 t-CO₂ とし、森林による吸収量を維持・
増加させていく計画です。（下図）。

とっても重要な戦略！

長野県ゼロカーボン戦略

長野県ゼロカーボン戦略
(令和 3 年 6 月策定、令和 4 年 5 月改定)

[参考] 温室効果ガス正味排出量の削減目標

年度	排出量 (千t-CO ₂)	森林吸収量 (千t-CO ₂)	正味排出量 (千t-CO ₂)	削減率 (%)
2010 (基準年度)	16,980	15,543	1,437	-
2013 (平成25年)	16,321	14,329	1,995	-
2017 (平成29年)	14,945	13,488	1,459	-
2030 (令和12年) [初期目標]	7,987	6,217	1,770	▲60% ▲87%
2040 (令和22年) [中期目標]	3,936	2,056	1,880	▲57% ▲86%
2050 (令和32年) [長期目標]	1,709	2,000	291	▲102% ▲291

森林吸収

図. 長野県の温室効果ガス正味排出量の削減目標
長野県ゼロカーボン戦略 p23



第I章 Jークレジット制度

I-5 長野県におけるJークレジット制度（森林分野）の動向**I-5-1 県内既存のJークレジット森林分野**

令和5年（2023年）3月現在の長野県内のJークレジット森林分野の登録状況は、表I-11のとおりです。

6件がJークレジット森林分野（FO-001 森林経営活動）取得していますが、市町村がプロジェクト実施者となっているのは木曽町（☞ p137 参照）のみとなっています。

表 I-11 長野県内の既存Jークレジット森林分野プロジェクト登録状況

プロジェクト番号	登録申請日	プロジェクト実施者	プロジェクト実施場所	クレジット取得予定者	プロジェクト概要	認証期間の開始日	適用方法論FO-001
58	2015/02/19	木曽町	木曽郡木曽町	-	町有林における森林経営活動	2014/04/01	ver.2.1
103	2016/02/22	長野県	南佐久郡小海町 諏訪郡下諏訪町 佐久市 下伊那郡阿智村	長野県	県有林における森林経営活動	2015/04/01	ver.2.1
106	2016/02/23	根羽村 森林組合	下伊那郡根羽村	根羽村 森林組合	私有林における森林経営活動	2015/04/01	ver.2.1
107	2016/02/19	東京ガス 株式会社	北佐久郡御代田町	東京ガス 株式会社	社有林における森林経営活動	2015/04/01	ver.2.1
285	2022/03/30	東急不動産 株式会社	茅野市	東急不動産 株式会社	社有林における森林経営活動	2021/04/01	ver. 2.6
288	2022/03/15	公益社団法人 長野県林業公社	伊那市	-	分収造林事業地における森林経営活動	2021/04/01	ver. 2.6

※令和5年（2023年）3月現在

※Jークレジット制度ホームページ検索結果 <https://japancredit.go.jp/credit/index.php#result>

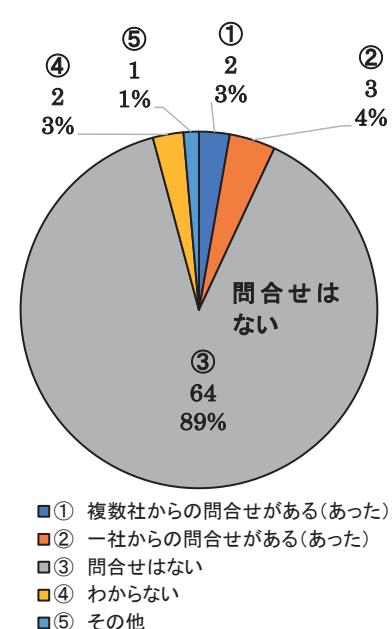
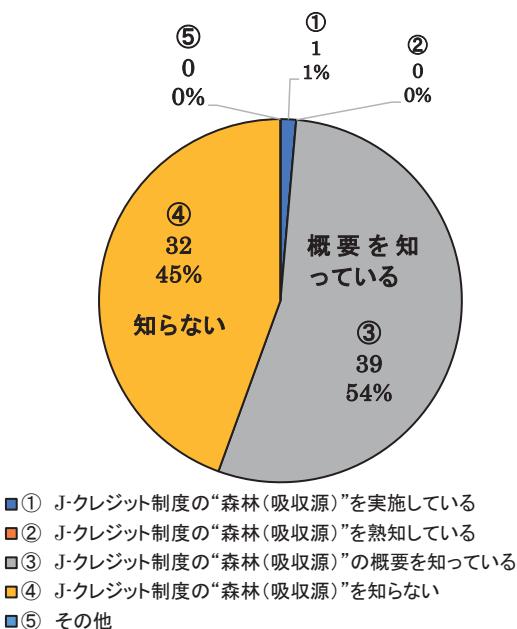
I-5-2 県内市町村のJークレジット森林分野の状況**(1) 認知度**

令和4年（2022年）8月8日から8月26日の期間に、県内77市町村（森林・林業担当課）を対象にJークレジット制度についてのアンケート調査※を実施しました。

その結果、県内市町村のJークレジット制度森林分野の認知度は、5割の市町村がJークレジット制度森林分野の概要を知っていました（図I-11）。

※ 有効回答数は1市4村を除く72市町村、有効回答数は93.5%。





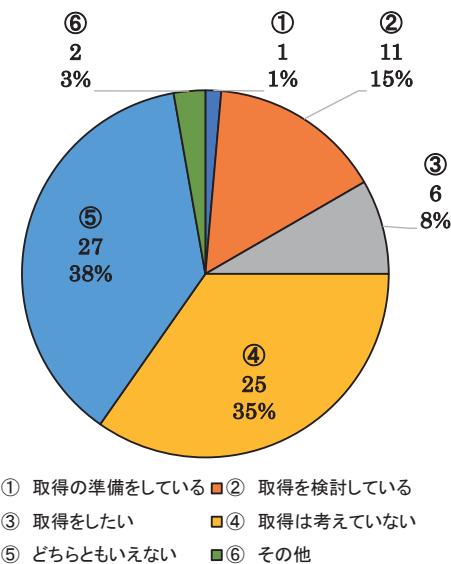
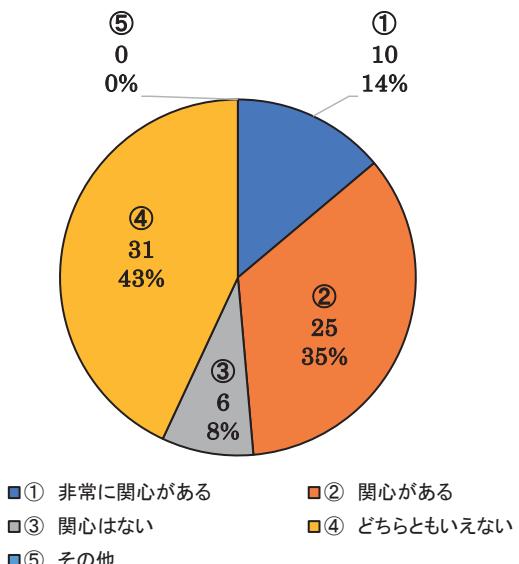
(2) 県内市町村のJークレジット問合せ状況

企業等からの問合せの状況は、「問合せがある」が5市町村にとどまり、企業からの問合せは少ない状況でした（図 I-12）。

問合せの企業等はJークレジット制度事務局のホームページ等を確認して問合せているため、県内では一町だけが取得している状況が影響しているものと推察されます。

(3) 県内市町村のJークレジットへの期待

県内市町村のJークレジット制度森林分野について、5割の市町村が関心を持っている状況でした（図 I-13）。

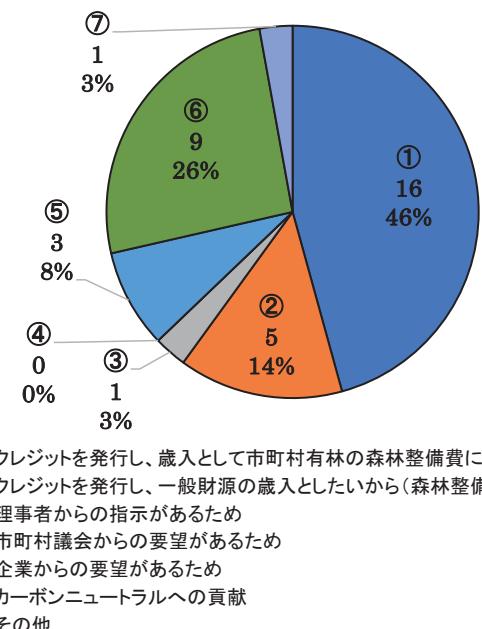


第I章 Jークレジット制度

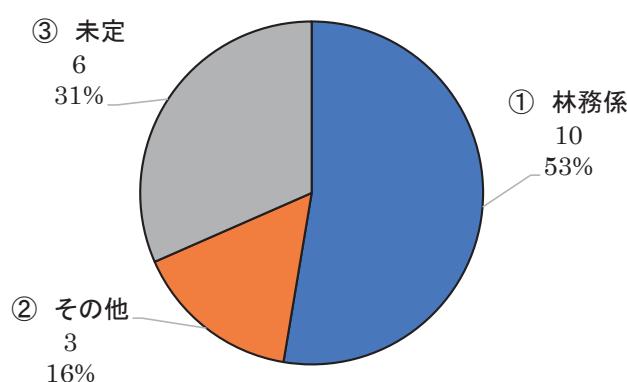
また、取得については2割以上の市町村が取得したい意向がありました（図I-14）。

これらの市町村は、森林整備等にクレジット費用を充当する考えがあり、カーボンニュートラルへの貢献についての意識も高い傾向が見られます（図I-15）。

Jークレジット制度森林分野を取得した場合、該当市町村の林務部門が担当する可能性が高いものの、一部環境部門や総務・企画部門が担う可能性もあります（図I-16）。



図I-15 森林分野取得に向けた理由



図I-16 森林分野取得後の担当（予定）

I-5-3 県内市町村のJークレジット森林分野の動向と期待

Jークレジット制度については、制度やその方法論が分かりにくいとの意見も聞かれますが、その傾向がこのアンケート調査に表れていると思われました。

一方で、令和4年8月現在、県内市町村においても“2050 ゼロカーボン”に向けた取組の一つとしての認識が高まりつつあり、さらには企業等とのマッチングに向けた意識も高まりつつあるものと推察されます。



第Ⅰ章 参考

- ※1-1 国内クレジット制度は、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）において規定されている大企業等による技術・資金等の提供を通じて、中小企業等が行った温室効果ガス排出削減量を認証し、自主行動計画や試行排出量取引スキームの目標達成等のために活用できる制度で、中小企業のみならず、農林（森林バイオマス）、民生部門（業務その他、家庭）、運輸部門等における排出削減も広く対象として平成20年（2008年）10月に政府全体の取組として開始されたが、現在はJークレジット制度へ移行した。
- ※1-2 環境省では平成20年（2008年）11月にカーボン・オフセットに用いられるVER（Verified Emission Reduction）の認証基準を定め、国内排出削減・吸収プロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセット・クレジット（J-VER）として認証する「オフセット・クレジット（J-VER）制度」を創設した。現在はJークレジット制度へ移行した。
- ※1-3 一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）は1997年の「経団連環境自主行動計画」発表以降、2013年に「経団連低炭素社会実行計画」（以下、実行計画）を策定し、温室効果ガスを削減するために、各業界団体が自主的に削減目標を設定し、その実現のための対策を推進しているもの。政府の2050年カーボンニュートラル（CN）の実現には、官民の総力を挙げた取組が不可欠であり、これをわが国の経済成長につなげ、経済と環境の好循環を創出していくことが重要であるとし、実行計画を「経団連カーボンニュートラル行動計画」へ改め、強力に推進している。
- ※1-4 2050年までのカーボンニュートラルの実現を法律に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図る法律。
- ※1-5 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）は、石油危機を契機として昭和54年に制定された法律であり、「内外におけるエネルギーをめぐる経済的・社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としている。
- ※1-6 CDP質問書とは、投資家向けに企業の環境情報の提供を行うことを目的とした国際的なNGOが気候変動等に関わる事業リスクについて、企業がどのように対応しているか、質問書形式で調査し、評価したうえで公表するもの。CDPは団体名。
- ※1-7 Science Based Targetsは、パリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準（Well Below 2°C）に抑え、また1.5°Cに抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと。
- ※1-8 RE100とは、企業が自社で消費するエネルギーを100%再生可能エネルギーでまかなうこと。2018年6月に環境省がRE100に公的機関としては世界で初めてアンバサダーとして参画。
- ※1-9 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業：Support for High-efficiency Installations for Facilities with Targets）は、工場・事業場での脱炭素化のロールモデルとなる取組を創出し、その知見を広く公表して横展開を図り、我が国の2030年度温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献することを目的として、意欲的なエネルギー起源CO₂削減目標を盛り込んだ脱炭素化促進計画を策定する事業（脱炭素化促進計画策定支援事業）。
- ※1-10 ASSET事業（先進対策の効率的実施によるCO₂排出量大幅削減事業設備補助事業（Advanced technologies promotion Subsidy Scheme with Emission reduction Targets））とは、CO₂排出量の増加が著しい業務部門や、全部門に占めるCO₂排出量の割合が最大の産業部門において、先進的な設備導入と運用改善を促進するとともに、市場メカニズムを活用することで、CO₂排出量大幅削減を効率的に図る制度。なおASSET事業は令和2年で新規募集が停止された。
- ※1-11 市場流通型クレジットは、一定の基準に基づき創出され、第三者への譲渡及び市場への流通が想定されているクレジットのこと。カーボン・オフセットに用いられるクレジットの性質及び管理に係る一定の基準を満たしているもの及び公的機関による能力等の確認がなされている第三者機関による検証が行われているもの（VER（Verified Emission Reduction）等であること）が必要となる。信頼性の担保された市場流通型クレジットとして、海外での排出削減・吸収量については、国連気候変動枠組条約の京都議定書に基づいて発行される二国間クレジット（CDM（Clean Development Mechanism））等が、国内での排出削減・吸収量については、環境省・経済産業省・農林水産省が2013年から実施している「Jークレジット制度」で認証されるJークレジット等が挙げられる。



- ※1-12 非市場流通型クレジットとは、特定のカーボン・オフセットの取組を行う者と排出削減・吸収活動を行う者との間で合意されたクレジット、もしくは自らが他の場所で植林等の排出削減・吸収活動を実施することで実現したクレジットであり、第三者への譲渡や市場での流通が想定されていないクレジットである。非市場流通型クレジットを用いる際にはクレジットが創出された温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトや活動の内容を十分理解し、自らの責任でカーボン・オフセットの信頼性の確保に努める必要がある。
- ※1-13 「ベースライン&クレジット方式」のクレジットは、温室効果ガス排出量の削減対策を実施しなかった場合の排出量と、削減対策の実施によって削減された排出量の差をクレジットとするもの。JークレジットやJ-VER、CER（認証された排出削減量：Certified Emission Reduction_京都議定書が採択した京都メカニズムのうち、クリーン開発メカニズム(CDM)を通じて発行されるクレジット）などが該当する。ベースライン&クレジット方式のクレジットには主に削減系クレジットと吸収系クレジットと呼ばれるクレジットの種類が存在し、削減系クレジットは、既存設備からより高効率な設備への更新や、化石燃料から再生可能エネルギーに転換するなどの温室効果ガス排出削減プロジェクトにより創出される。また、吸収系クレジットは、森林の間伐促進や植林などによる温室効果ガス吸収量の増加を促進する温室効果ガス吸収プロジェクトによって創出される。
- ※1-14 「カーボン・オフセット宣言」とは、カーボン・オフセットの取組を、社会全体に広く情報提供することを支援する仕組み。カーボン・オフセットの取組内容を実施者により情報提供（自己宣言）するとともに、環境省よりこれらの取組内容をウェブサイトを通じて紹介することにより、カーボン・オフセットの取組の透明性・信頼性の向上や、個別の取組内容のPRを目指している。
- ※1-15 人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスで、石炭や石油の消費、セメントの生産などにより大量の二酸化炭素が大気中に放出される。また、大気中の二酸化炭素の吸収源である森林が減少しており、これらの結果として大気中の二酸化炭素は年々増加している。メタンは二酸化炭素に次いで地球温暖化に及ぼす影響が大きな温室効果ガスで、湿地や池、水田で枯れた植物が分解する際に発生する。家畜の“げっぷ”にもメタンが含まれている。この他、天然ガスを採掘する時にもメタンが発生する。
- ※1-16 循環経済（サーキュラーエコノミー：circular economy）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すものです。また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。

